

記者発表資料	
平成30年2月16日	
担当課 (担当者)	保健所準備室 (竹内・坂本)
電話 (内線)	20-3914 (6113)

平成30年度（仮称）鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）

～食品の安全を確保するための指導計画の策定について、市民政策コメントを行います～

本市は、4月の中核市移行に伴い、鳥取県東部圏域（鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町）の保健所業務を一手に行う「鳥取市保健所」の設置に向けて、現在、準備を進めているところです。

このたび、保健所設置に伴う取組の1つとして、鳥取県東部圏域の食品の安全確保を図り、住民の健康を保護するため、食品衛生法に基づき、（仮称）鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）を作成しましたので、市民の皆さまからの意見を募集します。

記

1. 市民政策コメント

① 意見募集期間

平成30年2月16日(金) から 3月8日(木)

② 提出先・問い合わせ先

健康こども部 保健医療福祉連携課 保健所準備室

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2

電話 (0857) 20-3914 Fax (0857) 20-3915

メールアドレス hokenshojyunbi@city.tottori.lg.jp

2. 計画(案)の概要

1 監視指導の実施体制等

○食品関連事業者が行う食の安全性の確保が適切に行われているか状況を把握し、衛生指導を実施するため、食品衛生監視員を配置し、効率的かつ一元的な監視指導を行います。

○食の安全性確保を図るため下水道管理室、鳥取県衛生環境研究所、鳥取県食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査を行います。

○国・県・管轄内自治体等と連携し、効果的な監視指導を行います。

○農林水産部局等と連携し、生産段階からの食の安全性の確保に努めます。

2 監視指導の内容

(1) 重点的に監視指導を実施すべき事項

○食品衛生上の危害の発生状況を分析し、社会的な影響等を考慮して重点的な監視が必要な業種を中心に監視を実施します。

○食の安全を確保するため、生産から流通、販売、消費に至る各段階において、事業者の衛生管理が適切に行われているか確認します。

(2) 食中毒予防対策の強化

○全国及び本県の食中毒の発生状況を考慮し、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス、自然毒及び寄生虫による食中毒の予防対策を重点的に行います。

ア 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策

加熱不十分な食肉等の喫食が関与していることが多いことから、食肉処理業、食肉販売業及び飲食店での衛生的な取扱い等について監視指導・啓発を行います。生食用食肉の提供施設に対しては、規格基準等の遵守を指導するとともに、消費者に対して、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを注意喚起します。

イ ノロウイルス対策

飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、食品の取扱い等について監視指導・啓発を行います。

ウ 自然毒（毒キノコやフグ毒）食中毒対策

毒キノコによる食中毒は、食用のキノコと間違えて食べたことによるものが多く、また、フグによる食中毒は、免許のない人が素人調理したことにより発生したものが多くなっており、予防啓発を強化します。

エ 寄生虫による食中毒対策

寄生虫（アニサキス）による食中毒が多発する傾向があることから、注意喚起を強化します。

3 食品等の収去検査について

- 食品の製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行います。
- 消費者の安全性確保を目的に、県東部圏域内流通食品について検査します。
- 野菜や果物については、県東部圏域内で使用されている農薬の実態に併せて検査項目を選定します。

4 HACCP（ハサップ）の普及推進

- HACCPによる衛生管理を推進するため、鳥取県 HACCP 適合施設認定制度の普及を行います。
- 専門家派遣、補助金交付等により、施設に応じたきめ細かい指導や相談対応を行い、HACCPに取り組む事業者の支援を行います。

※HACCP : Hazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）

国際的に推奨されている衛生管理手法。食品の製造・加工などの各工程で微生物汚染などの危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて管理方法を定め、これを連続的に監視・記録することにより製品の安全を確保する。

5 消費者との情報交換、情報提供の実施

- 出前講座、研修会、食の安全推進会議等を通じて、消費者の皆さんと食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション（情報交換・情報提供）を行います。
- 特に消費者へ食の安全に関する正しい知識を普及啓発するため、各分野の専門家等を講師として講演会又は施設見学等を実施します。
- 食品による危害発生防止のため、報道への資料提供、ホームページ、パンフレット等を活用し迅速に必要な情報を消費者に提供します。

6 人材育成について

- 食品衛生監視員等食品衛生関係職員の資質の向上に努めます。
- 食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に衛生講習会を行います。

3. 今後の予定

- 平成30年3月 鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画策定
- 平成30年4月 計画に基づく食品衛生監視を開始